

## 16 介護予防支援

### (1) 委託連携加算

#### ★対象サービス…介護予防支援

令和3年度報酬改定により、**介護予防支援事業所が委託する個々のケアプランについて、居宅介護支援事業所との情報連携等を新たに評価**するため、委託連携加算が新設されました。要件に十分留意した上で、同加算の算定をするようお願いします。

なお、**利用者の要介護度認定区分が要介護から要支援に変更したこと**により、ケアマネジメントの提供主体が居宅介護支援事業所から介護予防支援事業所に変更された場合であって、**介護予防支援業務の一部委託先が当該居宅介護支援事業所の同一ケアマネジャーである場合であっても**、以下の算定要件を満たす場合には、当該加算を**算定することは可能**ですので、ご注意ください。

#### (参考) 根拠法令等

##### **H18 厚労告 129 別表 ハ**

注 指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）に委託する際、当該利用者に係る**必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合**は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

##### **H18 老計発 0317001、老振発 0317001、老老発 0317001 別紙1 第2の11(2)**

当該加算は、指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を算定する。なお、当該委託にあたっては、当該加算を勘案した委託費の設定を行うこと。